

令和6年度 苦情解決公表

<内容>怪我をした際の保育園の対応について

- ・顎の打撲、口腔内の怪我等はすぐに連絡が欲しい
- ・判断に迷う場合は写真などを保護者に送るなどして相談して欲しい
- ・今後、受診の判断基準を見直して欲しい

<回答>

- ・怪我をした際の判断基準が甘いとのこと指摘を真摯に受け止め、受診基準を見直し明文化する方向で検討して参ります。
- ・併せて、怪我の状態を写真など電話以外の手段も含め保護者様と共有できる仕組みを構築して参ります。

<第三者委員からの提言>

- ・頭、顔、顎の怪我については『園内で処置をした上で直ちに保護者様に連絡を入れ、怪我の状態と子どもの様子を報告し、受診をするか否かの指示を仰ぐ』に変更することが望ましい。との提言をいただきました。

<園としての対応>

- ・第三者委員の提言通り、首から上の怪我については『園内で処置をした上で直ちに保護者様に連絡を入れ、怪我の状態と子どもの様子を報告し、受診をするか否かの指示を仰ぐ』に変更します。入園のしおり並びに懇談会終了後の5月中旬配布予定「確認とお願い」に明記します。